

事務事業名		児童扶養手当給付事業		会計	一般会計	実施区分			
H28担当課等名		子育て支援課		事業種別	政策	開始	終了		
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり					
		施策	36	生活困難者の自立及び支援					
H28係等名		H28係等名		家庭係		H27係等名 家庭係			
目的	対象(誰・何を)	父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの18歳までの児童を養育している人		対象指標	指標名及び単位		27年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る			母子・父子家庭の数(6月母子家庭調査・8月父子家庭調査の数)		1329		
	向上させたい上位施策の成果指標	母子家庭の自立支援をした数			児童扶養手当受給資格者数(8月末)		1002		
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)	
	成果指標	児童扶養手当受給資格者数/母子・父子家庭の数(%)		86	75.3	86	-		
	成果指標	児童扶養手当受給者数/受給資格者数(%)		93	90.2	93	-		
定性目標									
事業概要	1 父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の児童のために支給される手当 2 支給対象は、一定の要件に該当する児童(父母以外の者に養育されている場合も含む)のうち養育者の所得が一定水準以下の者によって養育されている者で、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者。 3 受給者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。(所得の限度額は、扶養親族等の数により異なる。) 4 申請した翌月分から支給され、4月、8月、12月(各月とも11日)年3回支払い 5 平成20年4月より受給期間が5年を超える受給者の手当額が1/2に減額となるよう制度改正。(ただし就業意志のない者に限る。) 6 平成22年8月から父子も該当 7 平成24年8月より支給要件に保護命令が発令された児童が加わった。 8 平成26年12月から公的年金給付等との併給制限が見直された。								
	事業内容				名称		活動指標		
	27年度事業内容	1 児童扶養手当の申請受理、審査、認定、支給			1 認定件数		1 140件		
		2 現況届による支給要件の審査・確認(8月)			2 現況届受付件数		2 944件		
		3 給付額(児童加算:第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円) (1)全部支給 月額42,000円 (2)一部支給 所得に応じ41,990円~9,910円							
		4 付帯事務 (1)一部支給適用除外届出書の受付、審査 (2)ひとり親家庭となった母・父等への福祉制度の説明・相談 (3)広報等による児童扶養手当制度の周知 (4)受給者の自立に向けた就業支援							
	事業コスト		26年度決算額	27年度予算額	27年度決算額	28年度予算額	特定財源内訳、補足		
	事業費計(千円)①		389,113	405,533	396,293	415,775	(国)児童扶養手当給付負担金(1/3)		
国庫支出金		130,450	135,177	135,178	138,591				
県支出金									
起債									
その他									
一般財源		258,663	270,356	261,115	277,184				
人件費計(千円)②		6,437		6,437					
正規職員所要時間		1,800		1,800					
臨時職員所要時間									
総事業費①+②		395,550	405,533	402,730	415,775				
事業内容・目標達成状況の振り返り		平成27年4月に物価スライドの影響で手当額が増え、事業決算額が増加した。平成17年度以来の厚生労働省の指導監査が実施され、事務処理等がおおむね適切に処理されていると評価されたが、一部で指摘事項もあり、事務処理マニュアルへの追加記載や変更があった。							
改革改善の考え方	①問題点	社会情勢、雇用情勢の悪化により、離婚が増加。また、離婚した母子・父子の生計維持困難ケースも増えてきて、受給者が増加傾向にあり、相談業務が急増。							
	②改革提案	指導監査で指摘されたことをマニュアルに記載し、事務効率を測る。平成29年1月稼働予定の女性相談システムを有効に利用し、ケース記録などを管理する。							